を本部になすものとす

第二節　職別部門

第三十二條　職別部門は左の七部とし本部統制の下に部門内部の事項を處理し組合内部の連絡統一を圖るものとす

一、電車部　二、自動車部　三、非常務部

第三十三條　部門は本則に則り部規則を設くることを得、但し其の實施以前中央委員會の承認を要す

第六章　會計

第三十四條　本組合の會計は會計庶務規程により之を處理す

第三十五條　本組合の經費は會費を以て之に充つるものにして經常費は豫算を編成し大會の協贊を經べし、但し豫算外の臨時費は其の都度中央委員會の承認を要す

第三十六條　組合費は組合員一名に付き金十錢とす、但し中央委員會に於て緊急必要ありと認めたるときは臨時徴收することを得

第三十七條　會費は毎月末支部會計より本部會計に納入するものとす、但し組合員より徴收する實數額を下る事を得ず

第三十八條　會計決算期を毎年四月十月の二期とし中央委員會に報告し承認を得るものとす、但し毎月の收支は翌月中に各支部に報告す

第三十九條　本組合の財産管理に關しては中央執行委員會の連帶責任とす

第七章　加入及脱退

第四十條　本則第二條に該當するものは本組合に加入することを得、但し第二條に該當せざるものと雖も中央委員會に於て特に認められたる者は此の限りにあらず

第四十一條　本組合に加入せんとする者は本部又は支部に申出づべし

第四十二條　本組合員にして第二條に該當する資格を失ひたる時は脱退と看做す、但し本組合のため失格したる者は此の限りにあらず

第八章　規律

第四十三條　本組合員にして左の一つに該當するものは大會又は中央委員會に於て除名す

一、組合の規約綱領に違反したるもの

一、組合の面目を毀損したるもの

一、組合の統制を紊したるもの

第四十四條　本組合を除名されたるものは基金其の他組合に對する一切の權利を失ふものとす

第九章　附則

第四十五條　本則は大會の協贊を經るにあらざれば加除更改するを得ず

第四十六條　本則は昭和九年十二月十五日より之を施行し昭和八年十一月四日制定の本部規約は本規約實施と共に廢止す

（　）本部役員改選の件